でよろしくお願いいたします。
○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。どう

略を申し上げます。

条解説の新版等における記述等に基づいてその概

年について伺いたいと思います。業務とすることとされていますが、放送法の制定ことを加え、インターネット配信をNHKの必須ことを加え、インターネット配信をNHKの必須十五条に放送番組及び番組関連情報の配信を行う

ます。 二十五年、一九五○年に成立し、施行されており ○政府参考人(小笠原陽一君) 放送法は、昭和

○吉川沙織君 昭和二十五年制定法です。第七回○吉川沙織君 昭和二十五年一月二十四日の衆議院電気通信委昭和二十五年一月二十四日の衆議院電気通信委四長のことですが、本院創設から間がなく、現在

にわたり、立法の過程におきましても種々問題の

館に移管されている行政文書、あるいは放送法逐節に移管されている行政文書、○政府参考人(小笠原陽一君) それでは、お尋ねの昭和二十二年から昭和二十五年にかけての放おの昭和二十二年から昭和二十五年にかけての放い。

案いたしました。
まず、昭和二十二年、連合国最高司令官総司令まが、日本政府に対し民放の設立に反対する旨を伝

その後、同年十月、総司令部から三点、主に三点、放送の自由や不偏不党など一般原則を反映す立の公共的機関に国内放送や海外放送などを管理立の公共的機関に国内放送や海外放送などを管理連用させること、あるいは、放送における自由競争を発達させるよう、民間放送会社の助長に備えた規定を設けることなど示唆がなされたところでた規定を設けることなど示唆がなされたところであります。

本放送協会の設立と、一般の民間放送局の免許制法律に基づく公的な機関としての性格を有する日の社団法人でありました日本放送協会を改組し、この示唆に基づきまして、日本政府は、民法上

ております。 会に提出したものの、内閣の交代に伴い撤回され 度を整備した放送法案を昭和二十三年、第二回国

別えば、召印二十四手で引、窓司合部から、牧続的に調整が行われた経過が記載されております。司令部と日本政府との間で法案の内容をめぐり断昭和二十三年から昭和二十四年にかけまして、総昭和二十三年から昭和二十四年にかけましては、

いません。

のえば、昭和二十四年六月、総司令部から、放倒えば、昭和二十四年六月、総司令部から、放送番組の自由を認めること、一般放送局を許可すること、電波監理委員会を内閣総理大臣の下に置くこと、電波監理委員会を内閣総理大臣の下に置くこと、電波監理委員会を内閣総理大臣の下に置くこと、電波監理委員会を内閣総理大臣の下に置くことがである。

た。
○吉川沙織君 今局長から御答弁ありましたとおの吉川沙織君 今局長から御答弁ありましたとお

修正過程は明らかではありません。ては、衆参両院で修正議決されていますが、その放送法案が成立した昭和二十五年の審査におい

十五年四月四日は一旦委員会を開会しましたが、本院の電気通信委員会会議録によれば、昭和二

決、可決されたものですが、修正の過程は残って移して散会をしています。その次の四月二十一日の委員会で修正後でいます。その次の四月二十一日の委員会で修正は大され、四月二十四日の参議院本会議で修正とでをしまうということで懇談会に場をすぐに打合せをしようということで懇談会に場をすぐに打合せをしようということで懇談会に場を

信います。
そこで、当時の参議院の公報を見てみますと、
そこで、当時の参議院の公報を見てみますと、

○参事(金子真実君) 参議院公報の議事経過に
 ○参事(金子真実君) 参議院公報の議事経過に
 ○分事(金子真実君) 参議院公報の議事経過に
 ○一次では、打合会を開会し、放送法案、電波法案及び電波監理委員会設置法案の取扱いについて打合せを行った。」、四月八日の同委員会は、「委員をは開会せず、打合会を開会し、放送法案、電波で表して対合せを行った。」と、それぞれ記載されてのいて協議を行った。」と、それぞれ記載されてついて協議を行った。」と、それぞれ記載されてついて協議を行った。」と、それぞれ記載されてついて協議を行った。」と、それぞれ記載されてついて協議を行った。」と、それぞれ記載されてついて協議を行った。」と、それぞれ記載されてついて協議を行った。」と、それぞれ記載されていている。

議事経過が残っています。 れぞれ取扱いと修正点について協議を行ったとのは開会されておりませんでしたので、打合会でそ ○吉川沙織君 四月七日と四月八日は委員会自体

四月十日は、先ほども申し上げましたとおり、異議なしで打合会に移ったことがな開きたいと思いますが、如何でしょうか。」と案を含む「三法案の今後の取扱方について打合会案を含む「三法案の今後の取扱方について打合会を開きたいと思いますが、案件は放送法案での発言があり、異議なしで打合会に移ったことがの発言があり、異議なしで打合会に移ったことがり、四月十日は、先ほども申し上げましたとおり、

教えていただけますでしょうか。いて参議院公報にはどのように掲載されているか、では、四月十日の電気通信委員会の打合会につ

○参事(金子真実君) 第七回国会、昭和二十五○参事(金子真実君) 第七回国会、昭和二十五

ざいます。
○吉川沙織君 つまり、委員会本体で議論をした

に開かれた委員会で修正議決されています。四月十日の打合会において協議決定し、その次

記録はございません。○参事(金子真実君) 修正協議の経過に関するうものは本院に残されていますでしょうか。 では、当時の修正協議の経過に関する記録とい

できますでしょうか。 しんどいことになりますが、これはどちらで確認いとしても、修正内容はどこかで確認できないと の吉川沙織君 修正協議の経過や詳細は分からな

○参事(金子真実君) 電気通信委員長から議長○参事(金子真実君) 電気通信委員長から議長

す。

でした。 ○吉川沙織君 審査報告書の中に書かれているというこということ。 の吉川沙織君 審査報告書の中に書かれていると

それでは、総務省に伺います。

などは残っていますでしょうか。総務省において、修正協議の経過に関する記録

○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま
 ○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま
 ○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま
 ○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま
 ○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま
 ○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま
 ○政府参考人(小笠原陽一君) 総務省におきま

○吉川沙織君 今局長からも国立公文書館の資料○吉川沙織君 今局長からも国立公文書館の資料○吉川沙織君 今局長からも国立公文書館の資料

放送法制定時は、先ほども局長から答弁ありましたとおり、占領下でもあり、例えば、最初に放したとおり、占領下でもあり、例えば、最初に放き協案が国会に提出されて審査していた第二回国を開会してもすぐに懇談会に入って懇談会終わるを開会してもすぐに懇談会に入って懇談会終わるという形で、議論の内容は全く分からない会議録したとおり、という形で、議論の内容は全く分からない会議録した。

本院においては、当時の公報の議事経過に、先ほど委員部長から答弁いただいたとおりのような、ほど委員部長から答弁いただかたとおりのような、の議論が難しかった側面があったものと考えられの議論が難しかった側面があったものと考えられます。

二十五年の法制定時から改正が行われたか否かをいますが、放送法の目的規定である第一条は昭和このような経緯を経て制定された放送法でござ

何います。

○政府参考人(小笠原陽一君) お尋ねの放送法○政府参考人(小笠原陽一君) お尋ねの放送法第一条の目的規定につきまして、その内容につな改正がされたことを除きまして、その内容について改正されたことはございません。

つ吉川沙織君 つまり、放送法全てに係る目的規

では、この目的の一つである「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保大限に普及されて、その効用をもたらすことを保大限に普及されるのかどうかを大臣に伺います。もこれは達成されるのかどうかを大臣に伺います。の多くが主な情報入手手段としてインターネットを利用しつつある状況でありまして、視聴スタイルの変化や情報空間の拡大といった社会環境の変化の中で、放送法に基づき質の担保された放送番組が国民・視聴者に提供される環境を整えることが重要であると考えております。

本法案におきましては、放送の二元体制を含む本法案におきましては、放送番組等のインタかつ安定的に提供するため、放送番組等のインタかつ安定的に提供するため、放送番組等を継続的とがつ安定的に提供するため、放送番組等を継続的

放送法一条の目的、今委員からも御指摘がござ がましたように、「放送が国民に最大限に普及さ れて、その効用をもたらすことを保障するこ と。」とされております。本法案は、放送番組が と。」とされております。本法案は、放送番組が れることを担保しようとするものであり、時代に れることを担保しようとするものであり、時代に れることを担保しようとするものであり、時代に に必要な改正であると考えております。

○吉川沙織君 大臣から答弁いただきました。達

しょうか。

HKに関する目的規定はどう書いてありましたでの目的規定は第十五条にあります。法制定時のNの目的規定は第十五条にあります。法制定時のN

すか。
○委員長(新妻秀規君) どなたが御答弁されま

○吉川沙織君

では、

光ファイバーの整備が残さ

∵。 ○政府参考人(小笠原陽一君) 失礼いたしまし

NHKの目的規定されておりました。 おいて受信できるように放送を行うことを目的す 会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国に をは、公共の福祉のために、あまねく日本全国に が行時、第七条の規定におきまして、日本放送協

現行の放送法におきましても、あまねく日本全

更はございません。れており、同法の施行時からこの部分の文言の変国において受信できるようにというふうに規定さ

○吉川沙織君 当時は第七条に書いてあって、今○吉川沙織君 当時は第七条に書いてあって、今

することができません。

います。の光ファイバーの世帯カバー率の実績について伺の光ファイバーの世帯カバー率の実績について伺須業務となるため、確認したいと思います。現在今回の改正でインターネット配信がNHKの必

○政府参考人(今川拓郎君) お答えします。

れている地域はどのような地域か、端的にお伺いれている地域はどのような地域か、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域はどのような地域が、端的にお伺いれている地域は、

未整備地域の解消のため、令和五年度補正予算並総務省としましては、このような離島における

ったりですけれども、そういったところでは受信残されています。山間地域であったり、離島であるなどの支援措置の拡充を行ったところです。びに令和六年度予算において補助率をかさ上げすびに令和六年度予算において補助率をかさ上げす

に教えてください。

て入っているあまねく受信が達成できないことに

は、法制定時から変わらずNHKの目的規定とし

は、法制定時から変わらずNHKの目的規定とし

○政府参考人(小笠原陽一君) 本法案は、放送 をめぐる視聴環境の変化を踏まえ、NHKの放送 番組をテレビ等を設置しない者に対しても継続的 え、インターネットという手段を用いて放送番組 え、インターネットという手段を用いて放送番組 です。

一方、これまでもNHKと民放の二元体制の下で双方が切磋琢磨しつつ番組準則にのっとって質で双方が切磋琢磨しつつ番組準則にのっとって質が担保された放送番組を届けるための基盤としての担保された放送番組を届けるための基盤としての担保された放送番組を届けるための基盤としての担保された放送番組を届けるための基盤としての担保されている。

全国において受信できるように豊かで良い放送番このため、放送法第十五条において、あまねく

通じて変わりはないところであります。としていること、この点は本法案の改正の前後を組による国内基幹放送を行うことをNHKの目的

民・視聴者にあまねく放送することによって、放NHKにおかれては、豊かで良い放送番組を国

送法第十五条の目的を果たしていただきたいとい

- 。 ○吉川沙織君 法制定時から、今回は大きな改正うふうに考えていると思っています。例えば、第六が幾つか含まれると思っています。例えば、第六うふうに考えているところでございます。

そこで、受信料制度の考え方について伺います。 受信料制度は、NHKを受信することのできる 環境にある者に対し広く公平に負担を求めるもの ですが、受信できる環境にある、つまりインター ですが、受信できる環境にある、つまりインター を含む、に受信契約締結の義務対象とするのでは を含む、に受信契約締結の義務対象とするのでは なく、今回は、受信できる環境にある者のうち受 なく、今回は、受信できる環境にある者のうち受

で、これテレビ買うときというのは別にNHKを特定受信設備とは、例えばテレビを設置した段階信を開始した者を加えようとしています。従来の信設備を設置した者に加え、特定必要的配信の受合回の改正では、第六十四条に、従来の特定受

見るために買うわけじゃありません。テレビはい見るために買うわけじゃありません。テレビはいとするこの条文ですが、これに加えて今回は、いとするこの条文ですが、これに加えて今回は、はスマホで一定の操作を行い配信の受信を開始した者、つまり自らが主体的、積極的にNHKを視だスマホで一定の操作を行い配信の受信を開始した者、つまり自らが主体的、積極的にNHKを視にようとする条文が加わります。

はないかと思います。 これまではテレビを設置すればNHKを見る見ないにかかわらずであったものを、主体的、積極的いにかかわらずであったものを、主体的、積極的にNHKを視聴する、しようとする意思のある者に NHKを視聴するのは、スマホ云々ではなく、ここで問題とするのは、スマホ云々ではなく、

平成二十九年の最高裁判決に判示されているように、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより放送を受信わず、受信設備を設置することにより放送を受信わず、受信設備を設置することにより放送を受信れる事業者であるべきことを示すものとすることれる事業者であるべきことを示すものとすることなるNHKの性格やありようを変えていくことになるのではないでしょうか。

ここで、総務省に伺います。

実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省とし実際問題、テレビ離れは深刻です。総務省としまでは、特定受信設備であるテレビは減ります。総務省としまでは、特定受信設備であるテレビは減ります。総務省としまでは、特定では、特定である。

○吉川沙織君 今後、もう視聴環境の変化、社会 いということもあるんでしょうけれども、今後、 いということもあるんでしょうけれども、今後、 必ず特定受信設備からの受信料収入は、テレビが 滅ってテレビ見ない人増えているんですから、減 ることになります。特定必要的配信を担うスマホ ることになります。特定必要的配信を担うスマホ ることになります。特定必要的配信を担うスマホ ることになります。特定必要的配信を担うスマホ なります。

的、積極的に選択した者だけが支える事業者たるあったNHKは、いずれNHKを見ることを主体れているように、全体により支えられる事業者でそうなると、これまでは、最高裁判決に判示さ

ただいているところでございます。

幾つかお伺いいたします。 今回の改正について、法律の立て付けについて

いて教えてください。 今回の改正における総務省令委任事項の数につ

して、 立っているためです。 程度明らかにするのが筋ではないかという立場に やありませんけれども、立法府の審議の場である 府の裁量でお任せする部分も全て否定するわけじ ては、やっぱり全部法律が通った後、 政府の関係から、 会議での審議でもそうですけれども、 ○吉川沙織君 委任する旨を規定した箇所は八か所ございます。 点について取り上げ続けています。これらについ ○政府参考人 (小笠原陽一君) 放送法に新設する条文において総務省令に 私は、これまでの委員会審議、 東ね法案や包括委任規定の問題 本法案におきま あとは行政 立法府と行 本

そこで、具体的にお伺いします。

める事項」は何を想定して置いていますか。
改正法第二十一条の二、「その他総務省令で定

ます。 ○政府参考人(小笠原陽一君) 御指摘の総務省

、 現行規定との対比で申し上げます。 この規定の具体的に想定される内容につきまし

に関する事項等が規定されております。 本事項として、インターネット活用業務の実施状況の評価及び改善 な苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項、イ インターネット活用業務の経理に関する事項、イ インターネット活用業務の経理に関する事項、イ として、インターネットの活用業務に関す を関する事項、

その上で、本法案の御指摘の総務省令の内容に その上で、本法案の御指摘の総務省令の内容に ということ等も踏まえまして、現行の総務省令に掲げ うこと等も踏まえまして、現行の総務省令に掲げ られている事項をNHKの実施基準に記載をさせ る必要があるかどうかということを検討していく る必要があると考えております。

付及び処理に関する事項について実施基準に記載総務省令に掲げられている苦情その他の意見の受相当程度動く、少なくなるようであれば、現行のの規模等に鑑みまして苦情等の受付処理件数等がが申し上げますと、任意配信業務の具体的な実施

ているところではございます。をさせるまでの必要はないという判断も考えられ

いうふうに考えております。 Kの業務の適切な実施の確保とNHKの自主性への具体的な内容等に応じて検討してまいりたいとの具体的な内容等に応じて検討してまいりたいといいがある。

○吉川沙織君 今答弁ありました改正法第二十一 ○吉川沙織君 今答弁ありました改正法第二十一 条の二は、インターネット配信業務が全部必須に なる中、任意も残りますから、それに係る省令で す。この事項は法案全体に係る規定ではないです が、包括委任規定です。細目的事項を具体的に明 示せずに実施命令の根拠規定を法律に設けようと するものであり、だからこそこの場で確認すべき 事項だと思っています。

ターネット配信に係るものです。した条文については、今回必須業務とされるイン今回の改正におけるこれ以外の総務省令に委任

そこで、一つ伺います。

期間について伺います。を行うこと。」としていますが、その想定されるな期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信放送番組について、放送の日から総務省令で定め放送番組について、放送の日から総務省令で定め

行う放送番組の見逃し配信に係る期間につきまし○政府参考人(小笠原陽一君) 必須業務として

ては、民間等の他の配信サービスにおける見逃し 配信の期間を踏まえて検討を行うことが適切じゃ ないかと考えているところでございますが、現在、 ないかと考えているところでございますが、現在、 放送番組の見逃し配信サービスを提供しているN HKのNHKプラス、あるいは民間サービスのT Veェにおきましては、見逃し配信期間を原則一 週間としておりまして、国民・視聴者の間におい て原則一週間が放送番組の見逃し配信期間を原則一 た着しつつあるのではないかというふうに考えら れるところもありますことから、現時点では、二 十条第一項にあるこの総務省令で定める期間につ いても原則一週間ということを想定しているとこ ろでございます。

書かなかった、理由は何ですか。 ころ一週間とありましたが、では、なぜ一週間と 業者が既にやっている配信期間を参考に現在のと では、なぜ一週間と

○政府参考人(小笠原陽一君)
 ○政府参考人(小笠原陽一君)
 ○政府参考人(小笠原陽一君)
 ○政府参考人(小笠原陽一君)
 ○政府参考人(小笠原陽一君)

〇吉川沙織君 総務省令に委任すれば、もちろん

筋ではないかと思います。筋ではないかと思います。

にかにも省令に委任している項目を確認したい はかにも省令に委任している項目を確認したい は事後評価等も規制の事前評価書に関しても 本当は事後評価等も規制の事前評価書に関しても 本当は事後評価等も規制の事前評価書に関しても はございますが、今日は、受信料制度の意

ありがとうございました。ことを申し上げて、私の質問を終わります。共放送の在り方、法の立て付けについて見ていく共加送過程の議論に思いを致し、これからも公